

ジョージ・J・ゼルバス教授によるアメリカ憲法論評

一倉重美津

目次

- はしがき
- 一 前文の意義
 - 二 日本の戦争放棄と憲法改正
 - 三 議会
 - 四 大統領
 - 五 裁判所
 - 六 権利章典
 - 七 合衆国のロー・スクール
 - 八 今日の問題
- あとがき

はじめに

昨年八月の後半、筆者はアメリカに観光を兼ねた遊学の機会をえて、西部カリフォルニア州所在の若干の大学を歴訪することができた。その若干の大学とは、たとえば、カリフォルニア州立大学、サン・フランシスコ州立大学およびサウスウエスタン大学等である。そのなかでも、サウスウエスタン大学のジョージ・J・ゼルバス教授(George J.

Zervas (1934)とは、親しく日米両国の憲法について意見を交換することができた。

このジョージ・J・ゼルバス教授は、同サウスウエスタン大学のスクール・オブ・ローの教授であり、また弁護士資格をもっている。そればかりでなく、ゼルバス教授はカリフォルニア州では司法関係にも明るい、屈指の憲法学者でもある。幸いにして筆者は、通訳を通してではあるが、全一日をかけて、今日のアメリカ憲法に関する同教授の意見を拝聴することができた。またゼルバス教授の経歴や著作の紹介については、次回に譲ることにして、今回は筆者が聴取した合衆国憲法についての論評を研究ノートとして、ここに発表させて頂くことにする。

一 前文の意義

合衆国憲法の前文は、立法のために存在する。この前文は、憲法上の立法目的を簡潔に表明している。したがって、憲法上の目的を単純化したところに、前文の存在理由がある。こうした意味で、立法官は憲法の前文に依存している。

アメリカ憲法は、まず第一に、連邦制度を形成するために制定された。これはいわば、アメリカの国家主義の表明である。往時のアメリカは、個々の州が弱すぎたのである。そして具体的には、フランス、ドイツ、スペインから自国を守るために、アメリカ憲法は連邦制度を確立した。

またこの連邦主義は、前文の六大目的の一つである共通の防衛にも関連をもっている。外国からの攻撃を防衛するために、連邦主義が確立されたのである。

もう一つ、一般の福祉の増進という前文の目的は、合衆国全体の幸福の意味であって、そのためには、個人の権利や幸福を放棄しなければならない。ともあれ、憲法の前文には多少とも、ナショナリズムが表出されていることは否定できない。

二 日本戦争放棄と憲法改正

日本憲法は、一般的に、征服軍が敗戦国に押しつけたもの、と云われている。この第九条に定められた戦争放棄は、天皇の意思をD・マッカーサーが条文化したものである。

それにしても、この第九条は、日本人にとって好結果をもたらした。というのは、戦後日本が世界的な商業国家となったのは、この第九条のお陰だからである。しかるに、今日日本の防衛費を支出しているのは、他ならぬアメリカである。できれば、日本は防衛費を負担して欲しい。このような見解は、合衆国の知名度の高い国際政治学者も話していた。

さてゼルバス教授は、日本の防衛費がGNPの1%であることに関連して、つぎのように私見を述べておられた。すなわち、「私個人としては、日本人は、もっと防衛費をつかって、アメリカ市民の負担を少くして欲しい。日本人は経済的に発展したのだから、防衛費を負担すべきである。たとえ日本に軍国主義が起ったとしても、防衛費を増大して欲しいのだ」。いずれにしても、「自衛権は、国家の既得権である」。

また同教授は、日本憲法の改正条項に触れて、現在のところでは難しいかも知れない。けれども、外国から危害が

加えられた場合とか、世論が変化して、その必要性が認められたときに改正されるだろう、と指摘された。じっさい、日本における改憲と護憲とのバランスは、憲法の発効以来不変的であり、改正の必要性がいまだ認識されていない状況にある。

だがアメリカにおいても、憲法の改正は、大問題である。大統領と議会とが分立しているために、大統領の主導権に議会が制約を加えたり、また議会の提唱に大統領が反対したりして、憲法改正の発議をすることすら難しい問題を孕んでいる。さらに憲法を改正するには、諸州の三分の二の賛成が必要とされている。

三 議 会

アメリカの議会は、国民の代表機関であり、それぞれの議員が何万人かを代表している。この国民を代表する議会は、二院制をとっている。つまり、その二院とは、いうまでもなく下院と上院とである。

下院は国民を代表する。各議員は、同じ権利を代表する方式がとられており、各州の議員数は大きい州と小さい州とで異り、カリフォルニア州の四五名の議員から、ロード・アイランド州やデラウェア州のように一名の議員までにわたっている。この下院議員の配分は、一〇年毎に行われる人口調査で調整されるが、この選挙区の議員配分に対しては、合衆国の最高裁判所も厳しい態度をとっている。

つぎに上院は、州を代表するが、大小の州に拘らず、各州二名の議員をもっている。要するに上院は、各州の人口に関係なく、平等の代表者を与えられている訳である。そして今日の上院の役割は、アメリカの会社、産業、資源を

保護するところにある。

合衆国の立法は、二院を通過することが必要である。

ところで、上院は、憲法修正第一七条（一九一三年）が採用されるまでは、任命制であった。けれども憲法の修正を経て、下院と同様に民選に変わったが、産業の発達とその統制が民選への導火線となったのである。

現在、下院の議員数は四三五名であり、上院の議員数は一〇〇名である。この議員数は、日本の衆議院の五二一名、参議院の二五二名に較べて、ずっと小規模である。

ところで、上下両院の議員の任期であるが、上院は六年で二年毎に三分の一ずつ交代する。この方式は、上院が継続的に活動できることを保障している。これに反して、下院の任期は二年である。この二年任期は、下院議員に活動する機会を与えることができない点で批判されている。まず新任の議員は、一年目はその職務の学習だけで終わってしまふ。だが二年目は、選挙活動のために、仕事ができないということである。もちろん、連続的に当選している議員は、その職務に専念できるであろうが、下院の任期を四年にしたらどうか、という意見もでている。

なお立法権に関して一言すれば、憲法修正第一〇条は、州権を保護するための規定である。それは、連邦が権力をもたないようにするために、州が権力を保留したものである。

四 大統領

アメリカの大統領は、国民の代表者であり、また指導者である。また外国に対しては、唯一人の代表者でもある。

下院議員は、自分が選ばれた市民の代表者であり、選出された州を代表するのが上院議員である。これに対して大統領は、全国を一選挙区として当選したことから、全国民を代表して発言する権利を有している。

大統領の任務は、行政を行うことにあるが、彼には補佐する人びとが必要である。この補佐する人びとは、そのためにのみ存在し、独立した目的をもたないのが普通である。たとえば、内閣のメンバーは、大統領にたいして責任をもち、国民に対しては直接的に責任をもたない。閣僚の任免権は、大統領にある。そして大統領は、自らが選挙された国民に責任をもっている。

大統領が自己の政策を執行するばあい、反対党が議会を占めると、対立される。このような対立状態は、二年毎の中間選挙の後に出現するが、これは下院の任期が短かすぎることからきている。したがって、下院の任期を大統領と同じ四年制にすべきであろう。大統領の四年任期では、再選が可能であるが、彼の任期は、長ければもっとよい。たとえば、彼の任期は、六年任期にすべきであろう。

大統領は、中央集権的であるがゆえに能率的である。それゆえ合議体の内閣制よりも、大統領制がすぐれている。しかしながら、政府の運営は唯一人では困難あるばかりでなく、唯一人で行政の実体を把握することは困難である。ただ一人では、あまりにも問題が大きいのである。そこで、大統領には補佐官制度が必要なのである。彼に必要なのは、助言や助力であり、そうした彼を取り巻く人びとの中から新しいアイデアが生れてくる。この意味で、頭脳優秀な人材を各方面から集めなければならぬ。

最後に副大統領は、大統領の選挙時におけるランニング・メイトである。副大統領の執務室はない。彼は大統領によって重く用いられない、弱い地位にある。しかし大統領が副大統領に諮問しないのはよくない。副大統領の役割

は、大統領の当選と補佐とにあるが、その憲法上の役割は、上院の議長職の勤務と大統領の死亡時における継承以外にはない。

五 裁判所

連邦裁判所が最高裁判所と下級裁判所とで成り立っていることは、憲法の規定しているところである。裁判官の任命権は、大統領に帰属している。大統領が裁判官の任命権を有することは、行政権を遂行するうえで好都合である。裁判官の任期は、終身である。このことは、裁判官を保護する意味をもっている。現実に裁判官の在職する期間は、二〇年から三〇年に及んでいる。

そして裁判官が終身の任期をもつという、もう一つの意味は、政治が絶えず変化しているに対して、司法部は不変的な立場を堅持することができる、ということである。したがって、この不変的な立場から、裁判官は、公正な判断を下すことができるのである。また老人でも裁判官として在職することができるが、七〇才を越える裁判官もいる。

だが州のレベルでは、五年毎にめぐってくる選挙戦に勝ち抜かなければならない。すなわち、州の裁判官は公選制なのである。公選のために、判決を考慮して下さなければならぬとすれば、公正な裁判を期待し難いことともなる。こうした点からみると、一般的には、連邦レベルにおける裁判官の終身制は、すぐれていると言わなければならない。

最後に、合衆国の司法審査権であるが、それは具体的には最高裁判所の九名の裁判官のうちで、五名以上の多数決

をもって法廷で決定される。

六 権利章典

合衆国の基本的人権は、憲法修正第一条から第八条までに定められている。これらの条項は、いっばんに、権利章典として知られているところである。そして基本的権利の中には、具体的に生活費を稼ぐ権利、教育を受ける権利、個人の秘密の権利、生命や財産を守る権利等が含まれている。

さて修正憲法第一条は、信教の自由、言論・出版の自由、平和裡の集会権・政府に対する請願権等について規定している。そして宗教行為の自由の点では、教会と国家とを完全に分離せしめ、宗教活動に対する国家の権限に制約を加えている。このような制約は、州権に対しても同断である。

かくて合衆国では、大統領が学校でお祈りをしたことが憲法違反とされたことがある。またお祈りをセレモニー的に行うことも、違憲の疑いがあるとされている。たとえば、かつてノルマンデー作戦が展開された折、多数のアメリカ兵が戦死したが、これに対して大統領がお祈りをしたところ、それが西欧で問題となったことがある。またアメリカでは、公立学校でお祈りを捧げることは、国家が一宗教に力を与え、また保護することに通ずるとして、反対されている。

このようにして憲法では、国家の宗教活動を禁じているが、しかし法廷では、これを承認するばあいもある。したがって、この両者は調和されなければならない。

日本でも、中曾根首相やその閣僚が靖国神社に参詣することが、違憲の疑いがあるとしてしばしば問題となつていくところである。

憲法修正第二条は、民兵を保持する権限や武器の保持や武装の権限を認めている。この規定は、植民地時代からの伝統であろうが、ピストルのような武器を家で保持する自由を保障したものである。これと等しく、兵隊が必要とされる場合には、保安や個人の安全のために、民兵を置くことも可能である。しかしながら一般市民の武器の保持は、大都會では危険であるという理由から、賛否両論を捲き起こしている。一般的な動向としては、市民には武器を保持させないという方向に動いている。

これに関連して、憲法修正第三条は、植民地時代以来の伝統とされた軍隊の民宿に対する制限である。またこの規定によって、民家を宿舎にするために没収することはできない。

憲法修正第四条は、警察権力による不法行為の禁止である。日本憲法においても、住居侵入・搜索・押収に対する保障は、第三五条で保障されているところである。

憲法修正第五条は、自己に不利な証人にならなくてもよいことを規定している。そしてこの規定にみられる陪審制度は、公けの権利をもった人だけで裁判することができないようにすることを目的とする。それゆえに、たとえ犯罪者が釈放されるようなことがあつたとしても、無罪のものを保護することを狙いとしている。したがって社会からの代表者、つまり陪審員が判断するのであるが、その九〇％が正しい判決だとされている。もちろん被告が陪審員を拒否すれば、時として裁判官だけで判決をくだす場合もある。

憲法修正第六条は、刑法に関する規定であるが、前第五条と密接な関係をもっている。また憲法第七条も前五条お

よび七条と一体的な規定となっている。憲法修正第八条は、苛酷な刑罰の禁止である。日本憲法の第三六条にも、公務員による拷問及び残虐な刑罰は、絶対にこれを禁ずる、という規定がある。

このようにして憲法修正の第一条から第八条までは、基本的人権についての特別の保障である。そして合衆国の場合と同様に、各州にも権利が保障されている。憲法修正第九条は、国民や州市民の特権を保護し、憲法上の列挙権をもって州市民や国民に保留された権限を保障している。それゆえに、合衆国に委託されない権利や諸州に禁じられていない権限は、憲法修正第一〇条によって諸州と国民に保留されているのである。

ところで、合衆国で基本的人権に深い関係をもつ条文は、憲法修正第一四条である。大雑束にいうと、この条文には、合衆国の市民、投票権、外国や海上にあるとき守られる権利等が定められている。また市民の生命、財産を守る権利も規定されている。したがって、犯罪を犯したと考えられる場合にも、法による手続きを経ないかぎり、刑務所に入れられたり、死刑や刑罰を課せられることはない。

この憲法修正第一四条で特筆すべきことは、個人の秘密の権利ということである。それは一口にいえば、個人の情報を漏らさない権利とも云うべきものである。その一例を挙げれば、子供を欲しくない場合、避妊や墮胎の権利が合憲だとされている、ということである。また核家族現象に関連して、たとえば、祖母が子孫と住む権利、もつと具体的に息子の嫁と住む権利も保障されているそうである。こうした同族同居の家族は、現在アメリカでは、コア・ファミリーに対しイクステンデット・ファミリーと呼ばれている。

さらに憲法修正第一四条に関して見落すことのできないことは、この規定が全く新しい社会的現実に対応しうる、ということである。例えば、最近では国民の権利に関連して、環境権や日照権それに歩行権等が問題視されるように

なっているが、これらの問題は、シティ・ゾーニングとして警察の権限だとされている。けれども一般に憲法修正第一三条から第一五条までは、あまり明確な規定とは考えられていない。こうした場合に、アメリカでは明確でない個所は法廷で明らかにする以外に途がない。さきに述べた避妊や堕胎の合憲性はこうした経緯から導き出された結論である。なぜならば、憲法修正第十四条に定められた「実質的な適法手続き」の適用で解釈することが可能となるからである。

七 合衆国のロー・スクール

合衆国の司法修習制度は、学校を中心としたものである。この国の制度的特質は、何といても、ロー・スクールにある、といえよう。アメリカでは、四年制大学を卒業すれば、その学科の如何をとわず、ロー・スクールの受験資格が与えられている。この点は、日本でも同様である。日本でも四年制大学を卒業すれば、学部、学科の如何に拘らず、第二次司法試験から受験することができる。ただアメリカのロー・スクールの試験では、受験者個人の話す、書く等の表現能力に重きが置かれている、ということである。

合衆国のロー・スクールの修業年限は、昼間部で三年である。すなわち、この国の法律専門家となるためには、少なくとも大学の四年に加えて、なお三年を必要とする。とはいえ、アメリカの裁判官、検察官および弁護士は、大体七年あれば十分だということである。そのうえ合衆国の場合には、四年制の夜間部のロー・スクールもある。この夜間部には、夏季スクールの制度もあるということである。

さて正規の三年制昼間のロー・スクールの履修科目は、各年毎に分れている。まず第一年目は、必修科目が中心であり、契約法、財産法、刑法、民法、訴訟法を履修しなければならないが、学校によっては憲法を履修することが必要となる。ついで二年目は、標準科目が履修の中心となるが、ここでいう標準科目とは、商法、会社法、遺言、トラスト、売買契約、税法、倫理、証拠、憲法等である。最後に三年目は、補習科目が中心となり、若干の必修科目が加えられる。補習科目としては、禁止令、共同財産、コミュニティ等があり、なお選択科目として独占禁止法、労働法および哲学等が挙げられる。

ロー・スクール終了後は、バー・エクザミネーションと云われる国家試験に合格しなければならない。もちろん、連邦制をとっている合衆国では、この国家試験は、それぞれの州の法律によって異り、その州内でのみ通用する。したがって、このバー・エクザムは、一州でパスしても、他州で通用させるためには、改めて他州の試験に合格しなければならない。ちなみに、バー・エクザムは、〇×式の試験であって、三日間にわたって続けられる。

ところで連邦のレベルで通用するためには、州のバー・エクザムを合格してから、受験料、願書および経歴書等をそえて、連邦のバー・エクザムに合格しなければならない。これに関連していえば、合衆国の陸海空のいわゆる軍事裁判所では、弁護士を必要としない。それというのも、マーシャル・ローによって市民のローヤーを雇うことができるからである。

なお、州レベルでのバー・エクザムであるが、カリフォルニア州では、五〇%が合格するそうである。現在、カリフォルニア州では八万人の弁護士が活躍している。このエクザムは、一般に一度でパスしなければならないとされており、二度目の挑戦で合格しても、種々の意味で、一流の法律専門家となることが難しいと云われている。

これに対して、日本の司法修習制度はどうか？ この司法修習制度そのものは、現役の裁判官、検察官および弁護士等を教官に迎えて、きわめて実証的、実践的な要素が強く、おそらく世界でも最高位にランクされる制度だと考えられる。しかしながら、司法試験の苛酷さを越えて、現代の典型的な残酷物語の一つに数え挙げられる合格率の低さは、筆舌に尽し難いものがある。ともあれ、合衆国のスクール・オブ・ローの制度では、サディステックに長年月の独学時代を強いる日本の司法試験制度に対して、学校で優秀な人材を養成するために種々示唆を与える点で優れている。またロー・スクールに入学するための予備校的なシステムも存在するが、二カ月に競争が烈しいそうである。

八 今日的な問題

合衆国における有事立法は、緊急時に備えて行われる立法である。それはエマージンスイ・ローと呼ばれるが、これは第二次世界大戦中日系人を収容したことで評判が悪かった。なぜならこの法律は、大戦中非常に個人の権利を侵害したからである。またもう一つの理由としては、裁判所が政治問題に介入したがらなかった、ということが考えられる。そうした意味で、今日、法律家や学者たちは、いちばん悪い法律だったとしている。

いっばんに裁判所は、契約の自由には介入したがらない。一九六〇年代の不況時に際して、月賦が払えなかったことで農民が追い出されるケースが多かった。というのは、州法で農場に対する立法がなされていたからである。その規定によれば、「フォークロージャー」によって金が払えない時には農場を手放さなければならなかったのである。これに対して、農民側は、侵権者たちに挑戦して、最高裁判所に訴訟を起した。この不況時にあたって、革命や暴力

の発生する怖れがあり、多くの人びとが危険に晒されていたこともあって、当時の最高裁判所は、農民が月賦の支払いを延期しただけだと判示した。この判決によって軍事的介入を回避したばかりでなく、多くの農民をも救うことができた。このような措置は、まさしく憲法を超越した行為であり、有事立法にも匹敵する判例であったと目されている。

つぎにアメリカのスパイ活動についてであるが、かのベトナム戦争に関連して、合衆国政府に直属する中央情報局にはスパイ活動の疑いがもたれていた。そこで、市民がベトナム戦争に係る予算の公開を求めて訴訟を起した。周知のように合衆国の予算は、二年毎に公开发表を義務づけられているが、最高裁判所は、市民にその権利なしとして脚下したのであった。またアメリカの議会も、市民は納税者として予算公開を求める権利があるとしても、現状としては国家の安全が大切だという立場をとったのである。

最後に、公共の安全に関係をもつ人びとのストライキであるが、合衆国でも、一般に公の仕事に携る人びとはストライキの権利をもっていない。たとえば、警察官にはストライキ権がない。それは立法化されている。それは何よりもまず、公共の安全を最優先に考えるからである。

これと同様に、航空統制官もストライキ権を与えられていない。もし彼等がストライキに突入すれば、その仕事を失うことになる。航空統制官の空席の補充は、一般に困難だと云われている。だが彼等は何一〇〇人も人命を預るばかりでなく、航空機の安全を守る重要な職務をもっている。彼等にストライキ権を与えられていないのは、こうした理由から当然のことであるが、しかし彼等は高給を受け、それ以外にも多くの便益や年金も保障されている、というものである。

あとがき

さて上述の八項目にわたって、G・J・ゼルバス教授の論評について紹介してきたが、攔筆するにあたって、一言して置かなければならないことは、ゼルバス教授の見解をどこまで忠実に再現できたか、ということである。本稿は、通訳を介して筆記した一冊のノートを頼りに書き上げたものである。それゆえ思わぬ誤解や聞き間違いがあるかも知れない。筆者としては、正確さを期したつもりであるが、もし間違いがあるならば識者諸賢の御教示を得たいと思っている。また全一日を費して、種々御教示を頂いたゼルバス教授に深甚の謝意を表して筆を攔くことにする。